

令和4年度 WORK! DIVERSITY モデル助成事業 事業者選定にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市（以下「市」という。）は、「様々な理由で働きづらさを抱える方々を対象とする新たな就労支援体制の構築を目指し、そのモデルとなり得るシステム、手法を確立するため」公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）の「WORK! DIVERSITY（ダイバーシティ就労）プロジェクト」に関するモデル助成事業（以下「モデル助成事業」という。）を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定し、当該事業者（以下「選定事業者」という。）が行うモデル助成事業に対し、「WORK! DIVERSITY モデル助成事業費補助金交付要綱」に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

2 事業の内容

(1) 事業名称

WORK! DIVERSITY モデル助成事業

(2) 事業概要

ア 選定事業者は、前記趣旨に記載した目的を達成するため、本プロポーザルにおける提案内容に基づき日本財団のモデル助成事業に応募し、採択を受け、当該事業を実施する。

※事業詳細は、日本財団に確認するか、日本財団 HP

(URL : https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/work_diversity) を参照ください。

【事業概要】

- ・様々な理由により「働きづらさ」を抱える方を支援するため、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所または就労継続支援事業所 A 型（以下「就労支援事業所等」という。）の空員を活用し、就労支援事業所等の利用者への支援に支障がない範囲で、就労支援事業所等の支援の対象とならない、働きづらさを抱えた市民の就労支援を行う。
- ・選定事業者は、本事業にかかる相談窓口を設置し、来所者の適性を評価・分析した上で、一般就労につなげることを目的に、就労移行支援事業所または就労継続支援事業所 A 型のうち適切な事業所を選定し、就労支援サービスを受けさせる。
- ・選定事業者は、多様な「働きづらさ」を抱える人を支援対象者とする。なお、少なくとも2類型以上の「働きづらさ」を抱えた人を支援対象とすることを必須とする。

(3) 事業実施期間

日本財団による事業採択から令和5年3月31日まで。

ただし、遅くとも令和4年10月1日までに支援対象者の募集を開始するとともに、支援対象者を受け入れる就労支援事業所等を確保していること。

(4) 補助金概要（詳細はWORK! DIVERSITY モデル助成事業費補助金交付要綱に記載）

ア 補助金の額は、補助対象経費の合計額に5分の1を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と1,155,000円のいずれか少ない額を上限とする。

なお、日本財団は、助成対象経費の合計額の原則5分の4以内で助成する予定。

イ 市による補助金交付決定日（日本財団による事業採択後、市への補助金交付申請から約2週間後）以降に発生した補助対象経費を補助の対象とする。

ウ 市からの補助金交付決定は、日本財団のモデル助成事業への採択を条件とする。

3 応募資格

次の（1）～（7）の要件を全て満たしている者とする。

(1) 日本財団のモデル助成事業の対象となる法人（一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されているもので、参加表明書兼誓約書の提出期限の日から審査結果の通知日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていない者であること。

(5) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(7) 市税等（法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税、都市計画税、法人事業税、地方法人特別税、事業所税等）の滞納がない者。

4 全体スケジュール

内 容	期 間
公募期間	令和4年4月25日（月）から5月18日（水）まで
質問受付期間	令和4年4月25日（月）から5月10日（火）午後5時まで
質問の回答予定日	質問を受け付けた日から起算して5日以内
企画提案書等提出期限	令和4年5月18日（水）午後5時（必着）
審査（書面及びプレゼンテーション）	令和4年5月25日（水）（予定）
審査結果通知	令和4年5月下旬～6月上旬（予定）（各応募者に文書で通知する。）

5 提出書類等

(1) 提出書類

- ア 参加表明書兼誓約書（様式1）
- イ 参加者概要書（様式2）
- ウ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式3）
- エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※5か月以内に取得したもの
- オ 定款又は規約
- カ 会社概要（パンフレット等）
- キ 決算書（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他これらに準ずる書類） ※直近3期分
- ク 市税等（法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税、都市計画税、法人事業税、地方法人特別税、事業所税等）の納税（完納）証明書 ※直近3か年分
- ケ 企画提案書（様式4）
- コ 事業収支予算（計画）書（様式5）
- サ 業務実施体制調書（様式6）

(2) 提出部数

正本1部、副本9部（副本は複写可）

(3) 留意事項

- ア 1事業者につき1提案とする。
- イ 提出書類は、原則としてA4サイズで統一すること。やむを得ず異なるサイズの資料を入れこむ場合は、A4サイズに揃えて折り込むこと。
- ウ 紙ファイル等に綴じ、提出すること。
- エ 各ページの下部にページ番号を通して振ること。ただし、各様式の1ページ目は奇数ページになるよう、必要に応じて空白ページを挿入して調整すること。
- オ 各様式の1枚目に「様式〇」「納税証明書」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。
- カ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- キ 企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、20ページ以内とすること。

(4) 応募方法

- ア 応募書類の提出方法 持参又は郵送。ファックスや電子メールでの応募は認めない。
郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法をとること。
- イ 応募書類の受付場所 岐阜市経済部労働雇用課
〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所13階
- ウ 応募書類の受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
- エ 応募書類の提出期限 令和4年5月18日（水） 午後5時（必着）

※ 未着、遅延等の場合は、失格として取り扱う。郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

(5) 提出書類の取り扱い

- ア 受付終了後は、応募書類の追加、訂正、差し替え、再提出は認めない。
- イ 提出書類は一切返却しない。
- ウ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- エ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- オ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例 28 号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、企画提案書の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載すること。
- カ その他
 - ①この実施要領をはじめ、本プロポーザルに係る全ての書類については、本プロポーザルにおける提案目的以外による使用、複製及び転載を禁止する。
 - ②参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を、持参又は郵送により労働雇用課に提出すること。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しない。また、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法をとること。

6 質問の受付及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式 8）により電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和 4 年 4 月 25 日（月）から 5 月 10 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出先

岐阜市役所 経済部 労働雇用課 roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp（メールアドレス）

(4) 質問に対する回答方法

- ア 質問者を非公開の上、市ホームページにおいて掲載する。
- イ 事業者選定において、公平性を保つことができないと認められる質問については、回答しないことがある。
- ウ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなす。

7 審査方法及び結果の通知方法等

(1) 審査委員会の設置

- ア 岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成 25 年岐阜市規則第 18 号）に基づき、WORK! DIVERSITY モデル助成事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。
- イ 審査委員会は委員 5 名で組織し、非公開で行う。

(2) 審査方法

- ア 審査委員会が定めた審査基準に基づき、審査委員会において、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査により採点する。
- イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定する。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価項目ごとに最も多く1位を獲得した提案者を優位とする。1位票が同数の場合は、その中から2位票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を優位とする。
- ウ イで決定した順位が1位の提案者を事業者候補者、2位の提案者を次点事業者候補者に決定する。
- エ 基準点は、配点合計の6割とし、採点の結果が基準点に満たない場合は、事業者候補者及び次点事業者候補者として、選定しないこととする。
- オ 提案者が1者のみの場合も審査を行い、採点の結果が基準点を満たす場合は、当該提案者を事業者候補者とする。
- カ 基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

(3) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの持ち時間は1者につき15分を上限とし、その後10分程度の質疑応答を行う。
- イ 出席者は、1者につき2名までとする。
- ウ 実施順序は、提出書類の受付順とする。
- エ プレゼンテーションは提出書類のみを用いて行い、追加書類の配布や追加情報の使用は認めない。
- オ プロジェクター及びスクリーン等の備品の使用も認めない。
- カ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日、文書にて通知する。

(4) 審査基準

- ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。
- イ 評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点する。

評価項目	評価点数
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：標準	3点
D：あまり評価しない	2点
E：評価しない	1点

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果は、市ホームページで公表する。なお、審査結果において、事業者候補者及び次点事業者候補者については提案者名と点数を明らかにし、それ未満の順位の提案者については、匿名にて点数を公表する。
- ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

8 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 共通事項

- ア 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、これを遵守すること。
- イ 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 市が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、または取り消すことがある。

(2) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 審査の公正性及び公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- エ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(3) 著作権等

提出書類に含まれる著作物の著作権及び著作者人格権については、本事業の関係で公表する場合又は市が必要と認める場合には、市は事業者と協議の上、二次利用を行うことができるものとする。

(4) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(5) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

(6) その他

- ア 参加者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとします。
- イ 事業者候補者の通知・公表後であっても、事業者候補者について3の各号で定める応募資格のいずれかの要件を欠くに至った場合（従前から要件を満たしていなかったことが判明した場合を含む。）、その者には補助金を交付しない。

9 事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所13階

岐阜市役所 経済部 労働雇用課

担当：前田（尚）、大堀

電話：058-214-2358（直通）

メールアドレス：roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp

評価項目一覧表

評価項目		評価基準	評価点	換算値	配点
1 提案内容	(1) 事業の的確さ、有効性	本市における働きづらさを抱える方々の就労支援の現状や課題を理解しているか。	5	×2.0	10
		現状や課題を踏まえた、有効な提案内容となっているか。また事業実施後の検証方法は適切か。	5	×3.0	15
	(2) 事業の実現性	事業スケジュールは適正と認められるか。スケジュールに無理はないか。	5	×2.0	10
		支援対象者へ効果的に周知を行うことが可能か。	5	×2.0	10
		就労支援事業所等で支援を行う人数及び一般就労につながる人数の見込みは適切か。また、それらを受け入れるのに十分な就労支援事業所等を確保しているか。	5	×2.0	10
		一部の関係団体だけでなく、幅広い団体等と連携し、効果的な事業運営体制になっているか。	5	×2.0	10
		収支の積算根拠は適切か、金額は妥当か。	5	×2.0	10
2 事業遂行能力	(1) 遂行能力	就労支援に係る実績を豊富に有しているか	5	×3.0	15
	(2) 実施体制等	安定的な事業運営ができる組織や体制、財政基盤があるか	5	×2.0	10
合計					100点

参加表明書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

WORK! DIVERSITY モデル助成事業事業者選定にかかる公募型プロポーザルに参加をしたいので、下記のとおり提案します。

なお、参加資格を満たしていること及び提出書類の内容については事実と相違ないこと、且つ岐阜市公契約条例等関係法令を遵守することを誓約します。

記

1 提出書類

- (1) 参加者概要書(様式2)
- (2) 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式3)
- (3) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※5か月以内に取得したもの
- (4) 定款又は規約
- (5) 会社概要(パンフレット等)
- (6) 決算書(貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他これらに準ずる書類)
※直近3期分
- (7) 市税等の納税証明書 ※直近3か年分
- (8) 企画提案書(様式4)
- (9) 事業収支予算(計画)書(様式5)
- (10) 業務実施体制調書(様式6)

2 担当者連絡先

団体名		所在地	
部署・役職		担当者名	
TEL		メール	
FAX		アドレス	

参加者概要書

参加者(法人)				
代表者職・氏名				
所在地				
設立年月日				
資本金				
売上高				
従業員数				
業務内容				
団体(事業)の特色				
担当者 連絡先	部署・役職		担当者名	
	TEL FAX		メール アドレス	

暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

(あて先)岐阜市長

団体名
所在地
代表者名 印

WORK! DIVERSITY モデル助成事業に係る事業者選定公募型プロポーザルに参加するにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、必要に応じて岐阜市が本承諾書をもって関係官公署に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 2 1の(1)から(8)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

企画提案書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

※図などを用いていただいても結構です。

①本市における働きづらさを抱える方々の就労支援の現状や課題に対する認識を記載してください。
(内容)
②本事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び実施方法の概要を記載してください。 ※以下の内容は漏れなく記載ください。 <ul style="list-style-type: none">・事業スキーム・主な支援対象者 (日本財団 HP (URL : https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/work_diversity) を参考に2類型以上を対象にしてください)・支援対象者への周知方法・就労移行支援事業所等で支援する人数及び一般就労につながる人数の見込み及びその根拠・確保する就労移行支援事業所等の種類及び数の見込み・関係団体との連携方法
(内容)
③事業開始から完了までのスケジュールについて記載してください
(内容)

④事業の実施結果を、どのような方法・観点で分析し、どのような事業成果物を作成するか記載してください。

(内容)

⑤過去5年間の就労支援にかかる事業実績について記載してください。

※以下の内容は漏れなく記載ください。

・年度、事業名、内容、事業実績、(受託事業の場合は)発注者・担当部署

(内容)

⑥その他特にアピールしたい点等ありましたら記載ください。

(内容)

事業収支予算（計画）書

令和 年 月 日

（あて先） 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

（単位：千円）

収 支 予 算					
収入	費 目	金 額			備 考
	日本財団助成金 (申請予定額)				
	市補助金 (申請予定額)				
	自己負担金				
	合 計				
支出	費 目	金 額	うち日本財団 助成対象経費	うち市 補助対象経費	備 考
	合 計				

備考

- 1 各項目の具体的な内容と金額を記入し、積算根拠等の補足説明を備考欄に記入ください。
- 2 欄が不足する場合は、複数ページにして記入願います。
- 3 消費税額は10%として算出してください。

事業実施体制調書

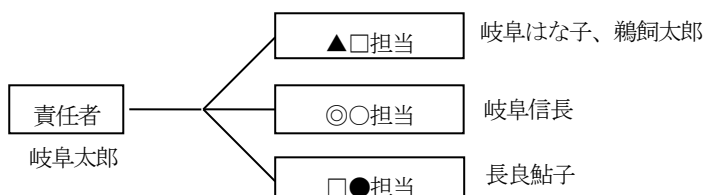
事業者名	
------	--

(1) 事業処理体制

※当該事業を実施するに当たっての組織体制や人員配置の計画について記載してください。

(図表等の使用も可)

(例)



(2) 総括責任者及び事業担当者

	総括責任者	事業担当者	
氏名			
役職			
主な経歴・ 経験年数			
主な実績・ 資格			
本業務での 主な担当			
	事業担当者		
氏名			
役職			
主な経歴・ 経験年数			
主な実績・ 資格			
本業務での 主な担当			

注) 当該事業を実際に担当する方について記載してください。

なお、事業担当者が6名以上いる場合は、本様式を修正の上、全員分を記載してください。

「主な実績・資格」欄には、当該事業の遂行に必要な専門的知識・ノウハウ・資格等を有していることがわかる内容を記載してください。

様式7

辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

WORK! DIVERSITY モデル助成事業に係る事業者選定公募型プロポーザルへの応募を辞退します。

【理由】

担当者名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

質問書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

電 話

F A X

メーアド^{レス}

質問事項	質問内容
①	①
②	②

備考

- 1 質問事項は、資料名(実施要領等)、ページ数及び質問項目を記入すること。
- 2 行は、適宜追加すること。
- 3 電子メールの件名は、「WORK! DIVERSITYモデル助成事業に関する質問 (法人名等)」とすること。